フランスにおける教育課程、授業時数 及び新型コロナウィルス感染症による 学校の臨時休業における学習指導

講師:園山大祐

(大阪大学人間科学研究科)

教育課程部会2020年6月12日



#### フランスの義務教育とは

- 就学の義務及び無償制(教育法典第3章第1節L.131-1条)
- 就学の義務:「<u>3歳から16歳未満</u>のフランス人及び外国人の男女の子どもに関して、教育は義務である。」
  - ②この義務教育は、教育機関において保障することを優先する。
- L131-2条「義務教育は、<u>公立</u>もしくは<u>私立の学校</u>において、または<u>家庭</u>において父母、父母のいずれか、もしくは父母の選ぶ何人でも、これを行うことができる。」
- ②学校に就学することができない子どもの教育を主として保障するために、<u>遠隔教育</u>に係る公共サービスを組織する。
- L131-8条子どもが一時的に授業を欠席するときは、責任者は、この不在の理由を学校の長に直ちに通知しなければならない。
- ②正当とする理由は、子どもの疾病、家族の感染性の疾病、家庭の正式な会合、事故による通信困難に起因する障害または子どもが同行する責任者の一時的不在に限る。(略)
- ③次の各号のいずれかに該当するときは、大学区視学官は、子どもの責任者に対して警告を行い、これに対して刑事罰について改めて通知する。(☞L131-11条6か月の拘禁刑及び7500ユーロの罰金)
- 二 子どもが、<u>1か月に半日は4回以上</u>にわたって正当な理由も正当な弁明もなく授業を欠席したとき。

#### 教育課程基準(教育の一般組織・共通規定)L311

- 1条: 就学期間は、学習期に組織し、年間進度及び評価基準を含む各学習期の教育の目的及び全国教育課程基準を定める。
- ②教育課程は、児童生徒の平等及び成功を保障するために、各学習期の期間中の及び就学期間全体にわたる教育の継続性をもって、児童生徒の多様性に合わせて調整する。
- 2条:教育の組織及び内容は、それぞれ政令及び国民教育を所管する大臣の省令で 定める。当該政令は、<u>学習指導の領域においては保育学校、小学校、中学校及び</u> 高校が有する自治権の原則を定める。
- 3条:教育課程基準は、各学習期において獲得させるべき基本的な知識及び身につけさせるべき方法を、学習期ごとに定める。教育課程基準は、全国共通の枠組みを成し、教員は、その中で、各児童生徒の学習リズムを考慮して教育を組織する。
- 3-1条:児童生徒が不可欠な知識及び技能を学習期の終了時までに修得しない恐れがあることが明らかであるときは、義務教育期間中のいつでも、校長は、児童生徒の父母または法廷責任者に対して教育成功個別プログラムを学校とこれらが協力して実施するよう提案する。

#### 制度における主な違い

- 学習指導要領、教育課程基準、教員養成・配置・視察、など中央集権型の システム
- 就学義務なし(学校、ホームエデュケーション、遠隔教育など)
- 学年は存在するが学習期ごとの修得主義(原級留置、飛び級あり)。平常 点を基に保護者との協議によって毎年進級判定。
- 知識の獲得から自立的な学習方法の獲得が求められる(1995年以降)
- 全国学力(仏・数) 悉皆調査(小1・2年、中1、高1)公私立あり。デジタルテスト。50-60分。9-10月実施。学業困難な生徒の発見。遠隔教育 "Devoirs Faits"(Jules)の受講(中学1-4年生対象)を促進。
- 1コマの時間についての規定はない。年間時数は1コマ60分計算。
- 例)午前3時間、午後1時間半ないし3時間のなかで調整。1コマ 30分(公民・道徳)から120分(体育)など。時間割は各学級、学年で調整できる。

## 義務教育期間における4つの学習期(第1学習期は2014年度より、第2以降は2016年度より適用)

保育学校			小学校			中学校					
第1学習期			第2学習期			第3学習期			第4学習期		
年少	年中	年長	1年	2年	3年	4年	5年	中1	中2	中 3	中4

第1学習期「初歩学習期」、第2学習期「基礎学習期」、第3学習期「強化学習期」、第3学習期「深化学習期」

2013年:週24時間+年108時間(補完的教育活動、協議、研修)

2016年:保育学校、週26時間、詳細なし

小学校、第2学習期(右表)

2019年:3歳から義務教育となる(16歳まで)

\*週24時間のうち10時間は全教科において、読む、書く時間に活用すること \*\*道徳・公民教育は年36時間、週平均1時間のうち、0.5時間は話す能力を 実践する時間として活用すること

出典:Arrêté du 9 novembre 2015 fixant les horaires d'enseignement des écoles maternelles et élémentaires

教科・分野	年時数	週平均時数
フランス語	360	10
算数	180	5
外国語・地域語	54	1.5
体育	108	3
芸術	72	2
世界、道徳・公民**	90	2.5
合計	864	24*

#### 第3学習期(小4と小5)の年間時数

教科・分野	年間時数	週平均時数
フランス語	288	8
算数	180	5
外国語・地域語	54	1.5
体育	108	3
科学・技術	72	2
芸術	72	2
地理・歴史、道徳・公民**	90	2.5
合計	864	24*

\*週24時間のうち12時間は全教科において、読む、書く時間に活用すること \*\*道徳・公民教育は年36時間、週平 均1時間のうち、0.5時間は話す能力を 実践する時間として活用すること ☞年間864時間(週24h×36週)+ 108h(会議、保護者対応等)=週27h学 校勤務+平均週17h(自宅勤務)

出典:Arrêté du 9 novembre 2015 fixant les horaires d'enseignement des écoles maternelles et élémentaires

#### 初等教育 (2013年度から)

- 週4.5日(月火木金終日、水午前)7割、週4日(月火金終日、水木午前、月火木金終日)3割(農村部に多い)
- 全学年:週24時数、年36週(年間144日、864時間)\*1日の授業時数が多く、子どもの集中力が問われる。7週おきに休みを挟む習学リズム、3学期制。
- 一日5時間半、半日3時間半:8h45-12h+13h30-16h15
- 昼休み:1時間半以内、学童:週3h(45分×5日、3h×1日など自由)、補完指導週2h(昼休み、午後の授業前、放課後に毎日30分)
- 全国学力調査(小1、小2)9月に実施して10月に結果を通知。
- 学習期:保育学校3年間(第1学習期)小1-3年(第2学習期)、小4-5年と中1(第3学習期)

出典:2017年6月27日付政令(第2017-1108号):週4日制例外規定有、教育法典: articles D521-10 à D521-13、2016年11月8日付(通達第2016-165号)relative à l'organisation du temps scolaire dans le premier degré et des activités périscolaires 。Au BO spécial du 26 novembre 2015 : programmes d'enseignement de l'école élémentaire et du collège。Bulletin officiel du 26 juillet 2018

#### 初等教育(教育法第2013-595号)

• <u>8年間の基礎課程の内容</u>:表現活動、読み書き、計算、算数的な解き方、芸術への感性、手作業能力、体育。文化史、地理、理科、技術に関する知識。視覚芸術、音楽教育。外国語教育。メディア教育、デジタルメディアへの自律的で責任ある使用方法と理解。人への尊敬、出自の差異に関する理解。男女平等への尊重を含む子どもの権利。家族とともに道徳、市民教育、市民権の行使、欧州連合と共和国の様々な象徴と諸価値、特に国歌とその歴史に関する理解。

出典:保育学校から中学校までの学習指導要領の進度目標(官報、2019年5月29日付第22号)

#### 中学校(2017年度から)

- 生徒:週26時数(うち3時間は補完的指導)、年36週=年936時数 | 年間756時間(週18hx36週)+108h(補習・会議・保護者対応等)=週21h 学校勤務+平均週22h(自宅勤務)
- 中学1年(第3学習期)
- 体育(4)、芸術・音楽(2)、仏語(4.5)、地歴公民道徳(3)、外国語(4)、数学(4.5)、生物地学物理化学技術(4)/26h週(うち3時間は補完的指導)+学級生活10h/年
- 中学2-4年(第4学習期)
- 体育(3)、芸術・音楽(2)、仏語(4.5)、地歴公民道徳(3)、第1外国語(3)、第2外国語(2.5)、数学(3.5)、生物地学(1.5)、物理化学(1.5)、技術(1.5)/26h週(うち4時間は補完的指導) +学級生活10h/年
- 出典:arrêté du 16 juin 2017 J.O. du 18 juin 2017

## 普通・技術高校1年生(2019年度から)

- 週26.5時数、年36週
- 仏語(4)、地歴(3)、外国語(2つで5.5)、経済社会(1.5)、数学(4)、物理化学(3)、生物地学(1.5)、体育(2)、公民道徳(18h/年)、IT(1.5)+選択科目+進路指導54h/年
- 出典:Arrêté du 16 juillet 2018 relatif à l'organisation et aux volumes horaires de la classe de seconde des lycées d'enseignement général et technologique et des lycées d'enseignement général et technologique agricole

## 普通高校2・3年生

	2年生	3年生	
仏語/哲学	4h(仏語)	4h(哲学)	
地歴	3h	3h	
外国語(第1と第2)	4.5h	4h	
理科	2h	2h	
体育	2h	2h	
公民道徳+進路指導	18時間/年+54時間/年	18時間/年+54時間/年	
	2年生:各科目3h	3年生:各科目6h	
専門科目(2年生3科目、3年生2科目)	芸術、生物、地歴・政治、文学、 古典、数学、情報、物理・化学、 地学、エンジニア、社会経済etc	美術、生物、地歴・政治、文学、 古典、数学、情報、物理・化学、 地学、エンジニア、社会経済etc	
選択科目	第3外国語、古典、体育、芸術、手話、 乗馬、社会文化活動、うち1科目(3h)	AグループとBグループから1科 目ずつ(3h+3h)	

出典:arrêté du 16 juillet 2018 relatif à l'organisation et aux volumes horaires des enseignements du cycle terminal des lycées d'enseignement général (BOEN n° 29 du 19 juillet 2018)

#### 臨時休校中の対応

- デジタル対応、遠隔授業、国立遠隔教育センターHP"Ma classe a la maison"における動画教材、紙媒体による教材、SMS、メール、電話対応
- 校長は毎日学校登校時間帯は連絡とれる状態を確保
- ●生徒の学習継続を保障する(教材の配布、遠隔支援、郵送支援等)
- 定期的に担任は生徒と連絡をとり、規則的な学習が継続出来ているか確認する。保護者とも連絡がとれる状況を確保する。
- 定期的に宿題の提出(学習継続の確認であって評価は行わない)

#### デジタル教材に関するサイト情報

- 学校のHPにおける情報・教材・動画
- 公式なデジタル教材(Edutheque, BRNE)
- https://www.edutheque.fr/accueil.html
- https://brne.eduplateforme.com/lms/#login
- CNED: Ma classe a la maison、Jules、ほかに数学、英語、独語
- https://www.cned.fr/maclassealamaison/
- https://devoirsfaits.cned.fr/JulesV2/login
- 優れた大学区教育委員会HP (\*最も深刻な感染者数により未だに外出禁止地方のため学校が再開できていない)
- ストラスブール:<a href="https://www.ac-strasbourg.fr/pedagogie/dane/">https://www.ac-strasbourg.fr/pedagogie/dane/</a>
- ナンシー・メス: <a href="https://dane.ac-nancy-metz.fr/">https://dane.ac-nancy-metz.fr/</a>

#### 基本的な学習継続保障

- <u>多様な教材の活用</u>:教科書、練習帳、CNEDのHP、Arte,TV5など教養テレビ番組、ラジオ・フランスによる教育ラジオ番組、EduscolのHP。
- <u>健康維持</u>:睡眠・運動・休憩時間の確保、PCの使用時間管理、 友達とコミュニケーションをとる。
- <u>学習時間の管理</u>: 一日2~3時間を学校の学習時間に充てる、毎日読み書きの時間を最低1時間、わからないことを先生や保護者に質問する、図工、料理の時間を確保など。
- 自由な時間の工夫:漫画を含めた読書、CDを聞く、ドキュメンタリー・映画・演劇を観賞、美術館・博物館のHPをみる。

#### そのほか特別な対応

- 原学級内の障碍児童生徒への対応:一般生徒同様にデジタルおよび紙媒体の教材による対応。医療的なケアについては障碍者の権利と自立委員会 (CDAPH)や保健省の対応に応じること。
- 障碍者、院内学級への対応:-教員当たり5名の児童生徒による体制を保障
- 医療福祉系の障碍者への対応:同上
- 少年院、児童自立支援施設:同上

出典:Coronavirus – COVID-19 Vademecum continuité pédagogique Version ajout du 010420

官報:Bulletin officiel n° 10 du 5 mars 2020、2020年3月13日通達、2月28日通達第2020-056号

#### 学校再開後の取り組み(5月22日現在)

- 初等教育5月11日から、年長組と小1・5年生(最終学年)のみ
- 5月18日から、中学1・2年生と高校2・3年生のみ。それ以外の学年は5月25日から。
- 学級規模15名(年長組は10名) まで。優先順位(障碍児、不登校、エッセンシャルワーカー(特に看護師・教員)の子どもとその兄弟姉妹、優先教育地域(生活困窮世帯の多い校区)
- 児童生徒の登校は任意である。
- 異年齢学級、一日おき、一週間おきに生徒の入れ替えなど自由。
- 教員も、勤務形態の選択可(学級内における対面授業か、オンライン授業の担当のどちらか) 公 共交通機関を利用する場合時差通勤も可能。☞教員の就業規定(初等週24時間、中等18時間)
- 学年末の日程は維持:7月4日から8月31日まで夏休み
- 夏休みの補講(学習支援) : 例年通り7月初旬と8月下旬に予定
- 中学4年生、高校1・2年生の進路指導の継続・再開(3学期の学級委員会の開催)
- 進学(級)判定:2学期までの平常点ないし、学習態度・意欲・姿勢で評価。
- 学年末2020年7月4日まで学校行事、修学旅行等は中止。
- 体育の実施可:5-10m距離を保つこと。校内での着替えはさせないで体操着で登下校とする。
- 給食:衛生上可能であれば提供できる。寄宿舎:衛生上可能な場合に限り、通学困難な生徒に限り認める。

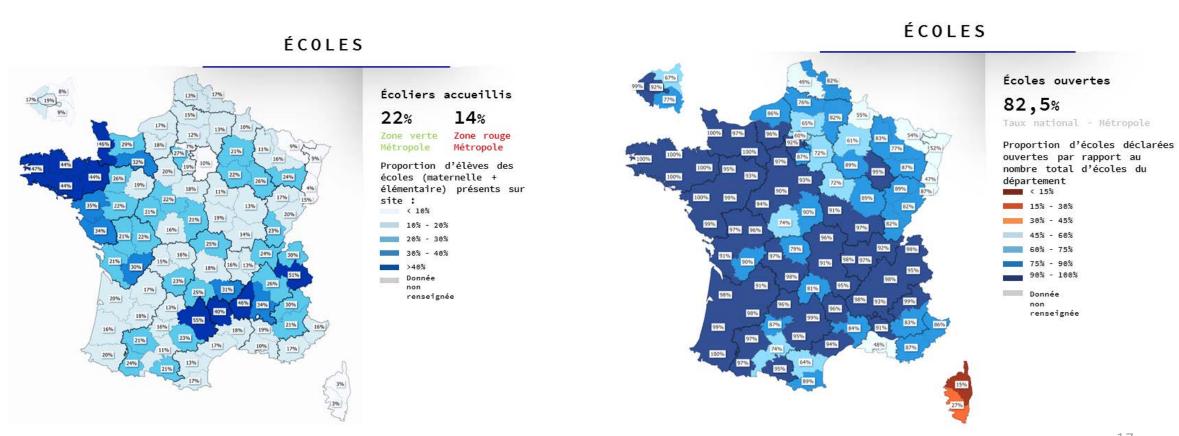
出典:https://www.education.gouv.fr/coronavirus-covid-19-informations-et-recommandations-pour-les-etablissements-scolaires-les-274253

官報:Bulletin officiel n° 19 du 7 mai 2020

#### 小学校

左:登校率22%

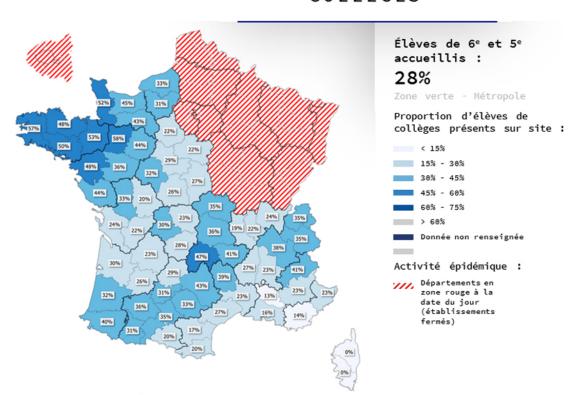
#### 右:再開した学校83%



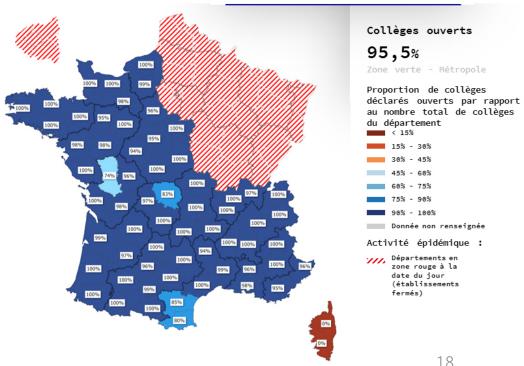
出典:https://www.education.gouv.fr/deconfinement-phase-2-point-de-situation-au-28-mai-303813

#### 中学校1-2年:28%登校率、96%再開

#### COLLÈGES



#### SITUATION ÉPIDEMIOLOGIQUE



出典:https://www.education.gouv.fr/deconfinement-phase-2-point-de-situation-au-28-mai-303813°

#### 障碍児童生徒

- ●80%の小中学校が開校
- 20~50%の障碍者の受け入れ実績
- 6月2日には100%達成が目標
- 高校も6月2日から100%の開校を目標とする

大阪大学人間科学研究科教育制度学研究室(園山)2020/6/12

# 再開後の様子 (大臣視察)









出典:https://www.education.gouv.fr/reouverture-progressive-des-ecoles-retour-en-images-303600

#### 主な参考資料

- フランス教育行政担当者協会(小野田正利訳) 『フランスの教育制度と教育行政』非売品、2000年
- フランス教育課程改革研究会、小野田正利・園山大祐「フランスの教育課程行政と学習指導要領」『フランス教育課程改革Documents (資料集)』非売品、2000年
- 国立教育政策研究所、小野田正利・園山大祐「フランスにおける 「知識・技能の共通基礎」の策定の動向」『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』非売品、2007年
- 藤井穂高・池田賢市『フランスの教科書制度』非売品、2007年
- 上原秀一『フランスの教育基本法』文部科学省、2007年
- Code de l'éducation, Dalloz, 2019
- 国民教育省ホームページ(<u>https://www.education.gouv.fr</u>)